

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）

平成 30 年 7 月 31 日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、平成28年11月28日、東京都教育委員会から、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について諮問を受けた。

本答申は、この諮問を受け、「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月策定）に基づく都内公立学校はいじめ防止等の取組について、成果と課題を検証・評価し、今後の改善の方向性を示すものである。

目 次

I	いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント	2
II	いじめ総合対策【第2次】に基づく取組の成果、課題及び改善の方向性	
1	軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》	4
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》	10
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》	16
4	子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》	20
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》	23
6	社会全体の力を結集し、いじめに ^じ 対峙する 《地域、関係機関等との連携》	25
III	資料	28

I いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。

東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、以下の六つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払しょくし、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

《学校教育相談体制の充実》

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実させることが必要である。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

- いじめ問題を解決するためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知しておく。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

なお、上記六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、以下の三点について、教職員はもとより、保護者、地域住民、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

Ⅱ いじめ総合対策【第2次】に基づく取組の成果、課題及び改善の方向性

本答申の構成は、「いじめ総合対策【第2次】」に示す「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント」ごとに、「現状」「成果」「課題」「改善の方向性」を明示するとともに、本対策委員会の審議において、今後のいじめ防止等の取組の改善に関わる委員の意見等を参考として掲載している。

1 軽微ないじめも見逃さない。 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

(1) 現状

ア いじめの認知件数

(ア) 平成28年度はいじめの認知件数等

【表1】にあるように、平成28年度における東京都公立学校はいじめの認知件数は、小学校で13,948件、中学校で4,029件、高等学校で145件、特別支援学校で34件、合計で18,156件であり、前年度と比べ、全ての校種で増加している。

解消率は、全体として92.9%で前年度と比べ上昇している。この内、小学校の解消件数は12,987件で、全校種の合計16,860件の中では、77%を占めることとなる。

これらのことから分かるように、都内公立学校において、軽微ないじめも積極的に認知し、その大多数を解消に導いている実態がうかがえる。

なお、特別支援学校の解消率が大きく減少している理由としては、認知件数自体が少なく、件数の増減が大きく解消率に影響していると考えられる。このことに加え、一部の認知したいじめの時期が前年度末であり、文部科学省による「いじめ防止等のための基本的な方針」により、当該校においていじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間(3か月を目安)継続しているかどうか検証中であったことが考えられる。

【表1】平成28年度東京都公立学校におけるいじめの認知件数等 ※ () は平成27年度結果

項目	学校数	認知学校数	認知学校率(%)	認知件数	解消件数 3月31日時点	解消率(%)
小学校	1,286(1,292)	939(848)	73.0(65.6)	13,948(3,557)	12,987(3,018)	93.1(84.8)
中学校	626(627)	500(477)	79.9(76.1)	4,029(2,697)	3,712(2,411)	92.1(89.4)
高等学校	237(237)	67(30)	28.3(12.7)	145(46)	140(40)	96.6(87.0)
特別支援学校	63(62)	10(7)	15.9(11.3)	34(11)	21(11)	61.8(100.0)
合計	2,212(2,218)	1,516(1,362)	68.5(61.4)	18,156(6,311)	16,860(5,480)	92.9(86.8)

「平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会)

※<文部科学省によるいじめの認知に係る通知>

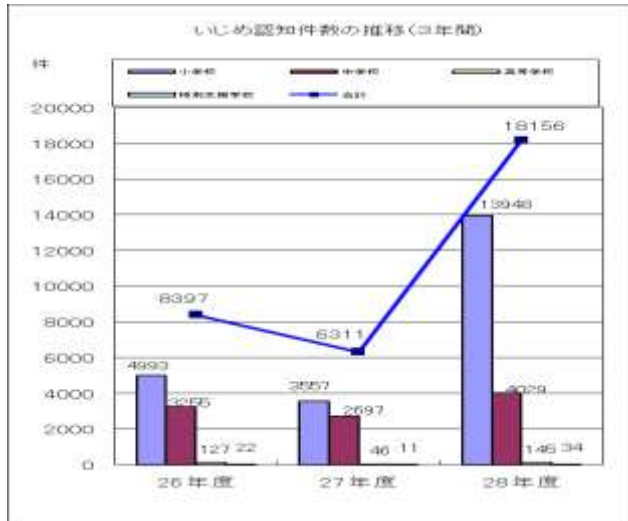
文部科学省による平成30年3月26日付(通知)「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」の中で、いじめの認知に関して以下の内容等が示された。

学校において、毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合には、児童・生徒や保護者向けに公表して検証を仰ぎ、認知漏れがないか確認すること。

都教育委員会は、上記の内容等を踏まえ、いじめの認知については、学校が保護者等との信頼関係に基づき、多角的な視点から日常的に情報を共有できる体制を構築するなどして、いじめの実態等を把握する必要があることについて、改めて都内公立学校に周知を図った。

(イ) 過去3年間のいじめの認知件数の推移

【図1】いじめの認知件数の推移



都内公立学校の過去3年間の認知件数の推移は、平成28年度において急激に増加している。

いじめの認知件数が増加した背景

＜都教育委員会の取組＞

○教職員がいじめの定義を正しく理解できるよう、見逃しがちな軽微ないじめの具体例を示したのが図2であり、区市町村教育委員会の担当者連絡会、校長連絡会、教員対象の研修会等を通して、繰り返し周知徹底している。

○いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をせずに、むしろ初期の段階でいじめを確実に認知していけば、いじめの認知件数が増えることを強調している。

「平成26～28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会)

【図2】軽微ないじめの具体例を示した重大性の段階に応じたいじめの類型(例)

「いじめ総合対策【第2次】(上巻：学校の取組編 P34) 平成29年2月 都教育委員会」より抜粋

● 重大性の段階に応じたいじめの類型(例)

～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。
個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性(行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等)を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例

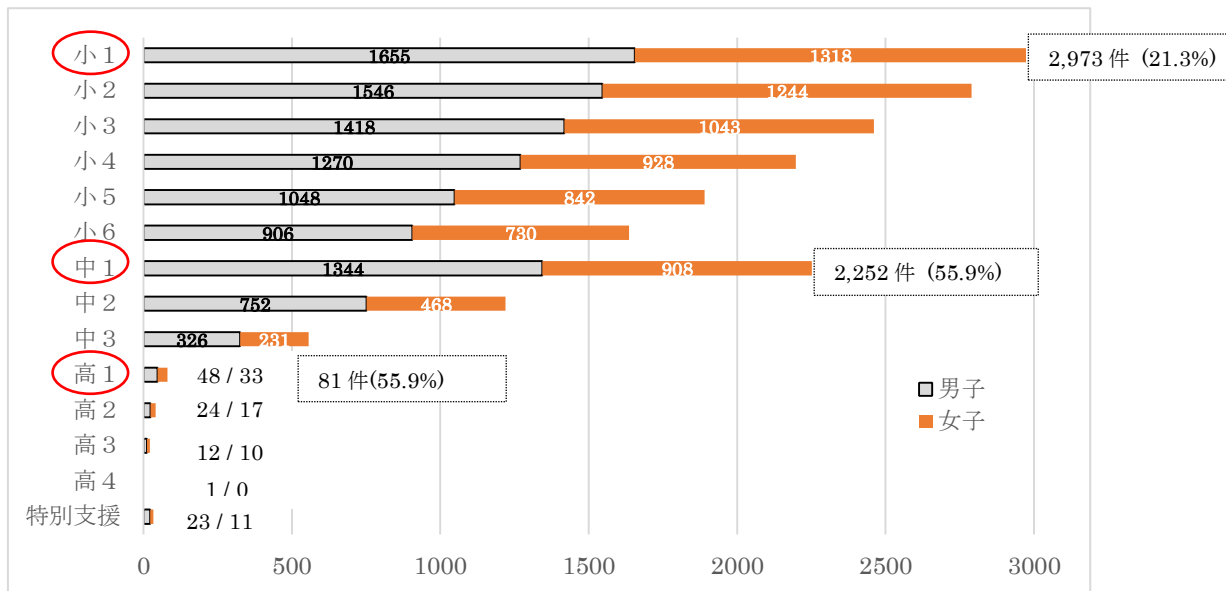
行為の故意性、意図性	加害の子供の集団性		一人		集団	
	一人	集団	一人	集団	一人	集団
1 好意で行った言動 ～親切のつもりが～	セロ	セロ	○ 発言の苦手な子供に、「○○さんも意見を言いなよ。」と強く促した。	◆ 親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
2 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに～	セロ	セロ	○ リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ!」と怒鳴った。	◆ 発達特性なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷つけることもあることを丁寧に諭す。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
3 衝動的に行った言動 ～つい、かっとなつて～	セロ	暴力を伴わない	○ うっかりぶつかった子供に「死ぬよ。」と言い、にらんだ。	◆ 絶対に使ってはいけない言葉について指導する。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
	セロ	暴力を伴う	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事後によっては犯罪に該当	◆ 暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かっとなつたときの対処方法を身に付けさせる。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
	セロ	暴力を伴わない	① 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かってるの!」と思い詰めた。	◆ 発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
	セロ	暴力を伴う	② 運動で失敗するたびに、「へばい!」「足引っ張るな!」などはやし立てた。	◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
4 故意で行った言動 ～あの子がむかつく～	セロ	暴力を伴わない	◆ 学校サポートチームと連携して、別室指導などを行い、二度と行わせないようにする。	③ 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を見ていた。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
	セロ	暴力を伴う	◆ 警察や児童相談所と連携して、厳しい指導を行い、直ちに行為をやめさせる。	④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払おうと強要した。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。
	セロ	暴力を伴う	◆ 警察と連携して、法令に基づく措置を含め、厳格な指導を行い、反省が確認されるまで、被害の子供と接触させない。	⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。	○ 継続性がない行為 ○ 偶発的な行為 ○ 相手を特定していない行為 ○ 謝罪等によりすぐに解決した行為	◆ 中でも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当します。

※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

イ いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

【図3】に示すように、平成28年度のいじめの認知件数を学年別に見ると、小学校では1年生が2,973件(21.3%)で、中学校では1年生が2,252件(55.9%)、高等学校では1年生が81件(55.9%)で最も多い。このように、どの校種も1年生が最も多く、学年が上がるにつれて認知件数が減少している。

【図3】いじめ認知件数の学年別、男女別内訳 ※ () は校種別の内訳率



「平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会)

ウ いじめの態様

【表2】にあるように、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が、平成28年度における全校種の合計で11,334件(62.4%)と最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」が同様に3,236件(17.8%)と多い状況である。近年のいじめの態様としては、軽微と思われるいじめが多く認知されている状況が続いている。

【表2】いじめの態様 ※単位は件数、() は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	8,540 (61.2)	2,519 (70.8)	2,683 (66.6)	1,851 (68.6)	88 (60.7)	30 (65.2)	23 (67.6)	5 (45.5)	11,334 (62.4)	4,405 (69.8)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,740 (12.5)	653 (18.4)	462 (11.5)	346 (12.8)	20 (13.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,222 (12.2)	999 (15.8)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	2,622 (18.8)	796 (22.4)	585 (14.5)	403 (14.9)	20 (13.8)	8 (17.4)	9 (26.5)	2 (18.2)	3,236 (17.8)	1,209 (19.2)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	736 (5.3)	182 (5.1)	165 (4.1)	109 (4.0)	5 (3.4)	6 (13.0)	3 (8.8)	1 (9.1)	909 (5.0)	298 (4.7)
金品をたかられる。	77 (0.6)	15 (0.4)	25 (0.6)	37 (1.4)	6 (4.1)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	109 (0.6)	52 (0.8)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	672 (4.8)	181 (5.1)	207 (5.1)	174 (6.5)	3 (2.1)	4 (8.7)	2 (5.9)	1 (9.1)	884 (4.9)	360 (5.7)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	641 (4.6)	207 (5.8)	216 (5.4)	145 (5.4)	7 (4.8)	7 (15.2)	1 (2.9)	3 (27.3)	865 (4.8)	362 (5.7)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	208 (1.5)	53 (1.5)	335 (8.3)	180 (6.7)	45 (31.0)	8 (17.4)	1 (2.9)	3 (27.3)	589 (3.2)	244 (3.9)
その他	419 (3.0)	115 (3.2)	82 (2.0)	47 (1.7)	3 (2.1)	3 (6.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	504 (2.8)	165 (2.6)
計	15,655 (112.2)	4,721 (132.7)	4,760 (118.1)	3,292 (122.1)	197 (135.9)	66 (143.5)	40 (117.6)	15 (136.4)	20,652 (113.7)	8,094 (128.3)

「平成27・28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会) ※複数回答可

エ いじめ発見のきっかけ

【表3】において、平成28年度の「学校の教職員等が発見」したいじめの件数は、全校種の合計で、いじめの認知件数の13,082件(72.1%)になっており、前年度比の3,380件(53.6%)と比べ増加している。また、同様に「学校の教職員以外からの情報により発見」が5,074件(27.9%)で、前年度の2,931件(46.4%)と比べ減少している。

また、校種別では、小・中・高等学校で、「学校の教職員が発見」が、前年度より増加している。

「アンケート調査など学校の取組により発見」が、小学校8,584件、中学校1,870件、高等学校50件で最も多く、特別支援学校では「本人からの訴え」が15件と最も多くなっている。

【表3】 いじめ発見のきっかけ

※単位は件数、()は内数比

区分	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
内 訳	学校の教職員等が発見	10,495 (75.2)	1,847 (51.9)	2,498 (62.0)	1,508 (55.9)	72 (49.7)	18 (39.1)	17 (50.0)	7 (63.6)	13,082 (72.1)	3,380 (53.6)
	学級担任が発見	1,712	772	406	306	12	6	6	1	2,136	1,085
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	133	60	172	112	7	6	1	1	313	179
	養護教諭が発見	23	10	29	22	3	0	0	0	55	32
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	43	21	21	14	0	0	0	0	64	35
	アンケート調査など学校の取組により発見	8,584	984	1,870	1,054	50	6	10	5	10,514	2,049
	学校の教職員以外からの情報により発見	3,453 (24.8)	1,710 (48.1)	1,531 (38.0)	1,189 (44.1)	73 (50.3)	28 (60.9)	17 (50.0)	4 (36.4)	5,074 (27.9)	2,931 (46.4)
	本人からの訴え	1,793	622	806	648	49	13	15	3	2,663	1,286
	当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	1,115	763	433	325	4	3	1	0	1,553	1,091
	児童・生徒(本人を除く)からの情報	324	153	201	105	12	11	1	1	538	270
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	181	159	76	89	7	1	0	0	264	249	
地域住民からの情報	5	5	4	4	1	0	0	0	10	9	
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	20	8	5	4	0	0	0	0	25	12	
その他(匿名による投書など)	15	0	6	14	0	0	0	0	21	14	
計		13,948	3,557	4,029	2,697	145	46	34	11	18,156	6,311

「平成27・28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会)

<いじめの発見に関する本対策委員会委員の意見例>※本対策委員会における意見の抜粋。以下同様。

- アンケートによりいじめを発見する件数が多いという調査結果であるが、アンケートによる実態把握の限界について考えなければいけない。多様なツールを用いて実態把握をすべきである。
- いじめが発生しやすい時期としては、ゴールデンウィーク明けが一つのポイントである。5月の連休明けに運動会などがあると、その練習中に運動が得意な子と苦手な子の間で対立が起きることがある。また、中学校・高等学校の夏休み中の部活動で、先輩と後輩、あるいは学年同士の中で子供たちの対立が起こることがある。
- タブレット等のICTを活用して児童・生徒の心の状態を把握し、いじめの早期発見等に役立っている取組事例もある。これらのことについて、今後、検討する必要があるのではないか。

オ インターネット等の利用状況の実態

近年、子供のインターネット等の利用は増えてきている。インターネット等を通じて行われるいじめは、大人がなかなか見抜けないことが多く、その件数も増加している。

具体的には、【表2】(P.6)の、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」の各校種の合計件数(589件)が、前年度(244件)と比べ増加している。また、【表4】(P.8)では、小学生を含め、多くの子供がSNSを利用可能な状況にあることを示している。加えて、「インターネット利用時のトラブルや嫌な思いがある。」(7.5%)と答えた子供のうち、「メールやSNSに書き込んだ文書が原因で友達とけんかになった。」(26.1%)が全校種で最も多く、続いて「グループ内や、誰もがみられるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた。」(19.7%)、「無料通話

アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした。」(16.1%)が多い順となっている。

こうした実態に対応するため、【表6】(P.10)によると、平成28年度における学校の取組において、「インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発を実施した。」の割合が前年度と比べ上昇し、小・中・高等学校では、実施率が100%となっている。

【表4】インターネット等の利用の実態

※児童・生徒総数の2%程度(23,134人)を抽出し、質問紙により実施 [単位(%)]

		全体	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
○	インターネットを利用するための機器(スマートフォン)	68.3	55.8	79.7	95.9	63.9
○	一日にオンラインゲームやSNSを3時間以上利用	15.8	8.2	17.9	40.0	13.0
○	インターネットを午後10時以降も利用	31.4	9.3	50.6	82.1	17.1
○	インターネット利用時にルールを決めている	59.3	71.2	55.2	21.7	50.8
うち	決めたルールを守っているか	64.4	66.5	58.4	66.2	61.3
○	インターネット利用時のトラブルや嫌な思いがある	7.5	6.2	8.4	10.7	7.4
内訳	・メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった	26.1	14.4	32.1	43.6	22.2
	・グループ内や、誰もが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた	19.7	11.8	23.7	31.7	11.1
	・無料通話アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした	16.1	18.5	17.5	9.5	0.0

「平成29年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」(都教育委員会)

カ 教員研修等

【表5】に示しているように、教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知ができるよう、全ての都内公立学校において、いじめの問題に関する校内研修会を実施する(100%)とともに、職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図っている(100%)。都教育委員会いじめ総合対策では、いじめに関する研修を、年に3回以上は実施することとしている。

【表5】教員研修等によるいじめの認知への取組

※単位は件数、()は内数比

区分	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った		1,286	1,292	626	627	237	237	63	62	2,212	2,218
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
いじめの問題に関する校内研修会を実施した		1,286		626		237		63		2,212	
		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)	

「平成27・28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会) ※複数回答可

※()は「いじめ総合対策【第2次】」の該当ページ数を示している。以下同様。

いじめの確実な認知に係る、「いじめ総合対策【第2次】」における取組例

- 「いじめに関する研修」の実施(P21)、教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進(P32)
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底(P33)
- 重大性の段階に応じたいじめの類型(例)(P34)
- 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察(P36)
- 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用(P37)
- 定期的な「生活意識調査」等の実施(P37)
- 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存(P41)
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例(P60)

(2) 成果

○ 軽微ないじめも積極的に認知するようになり、いじめの認知件数が増加

都教育委員会として、いじめの重大性の段階に応じたいじめの類型を示したこと、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があると捉えないことについて周知徹底したことにより、教職員がいじめの定義を正しく理解し、確実に認知しようとする意識が高まった結果、平成28年度におけるいじめの認知件数が前年度と比べ増加した。特に小学校の低学年で著しい増加が見られていることや、いじめの態様についても、「冷やかしやからかい」などが最も多いことから、教職員が軽微と思われるいじめも見逃さず、積極的に認知しようとしている実態がうかがえる。

○ 学級担任やアンケート調査等により、いじめを発見した件数が増加

平成28年度の調査では、学級担任がいじめを発見した件数や、本人からの訴えによるいじめが発見された件数が、前年度と比べ全校種において増加した。このことから、教職員がいじめ防止対策推進法（以下「法」という）に基づき、いじめを発見するとともに、子供自らがいじめについて、徐々に教職員に相談することができるようになってきている傾向が見られる。

また、アンケート調査等の学校の取組により発見した件数が、前年度と比べ全校種において増加した。いじめ総合対策【第2次】では、都内全ての公立学校において、年3回以上のアンケート調査を実施することとしている。これに加え、区市町村や学校によっては、独自に回数を増やすなどしており、よりきめ細かくいじめを認知しようとする取組が進んでいると考えられる。

(3) 課題

○ いじめの認知件数に学校間・地域間格差があることを踏まえた、確実な認知の一層の徹底

全体としてのいじめの認知件数の増加は見られるが、個々に見ると、学校間格差や地域間格差があり、いじめの認知の基準、つまり「いじめ」の定義の理解が十分でない学校や地域が存在する可能性がある。これらのことから、引き続き全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の鋭敏な感覚により、いじめを的確に認知できるようにするとともに、教職員の発見、アンケートの実施、子供や保護者からの訴えなどの多角的な検証から、学校いじめ対策委員会※1が組織としていじめを確実に認知する取組を徹底する必要がある。

○ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応強化

インターネットを通じて行われるいじめの発見は極めて困難である。このことに加え、子供のSNS等の利用率が高くなっていることから、SNSを活用した相談体制や、保護者等と連携して日常的に情報を共有できる体制を構築するなど、予防対応を強化する必要がある。

(4) 改善の方向性

○ 学校いじめ対策委員会における多角的な検証によるいじめの認知の徹底

「いじめ総合対策【第2次】」（下巻：実践プログラム編）に掲載されている教員研修プログラム等を活用し、いじめに関する研修等を年に3回以上行うこととしている。この確実な実施を通じて、法におけるいじめの正しい理解を一層深め、教職員の鋭敏な感覚によるいじめの確実な認知を行うとともに、学校いじめ対策委員会における多角的な検証によるいじめの認知を徹底していく。

○ SNSを活用した相談体制や、保護者等と情報を共有できる体制の構築

SNSを活用した相談体制や、保護者、地域、警察、福祉等の関係機関等との連携による多角的な視点から、日常的に情報を共有できる体制を構築する。

※1 学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第22条に基づき、全ての学校に設置されている組織で、都内公立学校では、この名称で統一している。

2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む。

《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

(1) 現状

ア 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

【表6】によると、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」「学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した」等の項目は、全校（100%）で取り組んでいることが示されている。

一方、100%に達していない項目の中で、「PTAや地域の関係機関等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた」の全校種の合計は1,684件（76.1%）で、前年度の2,161件（97.4%）と比べ減少しており、各校種においても同様の傾向を示している。

【表6】学校におけるいじめ問題に対する日常の取組（一部再掲）※単位は件数、（ ）は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	1,286 (100.0)		626 (100.0)		237 (100.0)		63 (100.0)		2,212 (100.0)	
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	1,087 (84.5)	949 (73.5)	575 (91.9)	513 (81.8)	76 (32.1)	58 (24.5)	34 (54.0)	43 (69.4)	1,772 (80.1)	1,563 (70.5)
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	36 (57.1)	40 (64.5)	2,185 (98.8)	2,196 (99.0)
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	1,286 (100.0)	1,291 (99.9)	626 (100.0)	625 (99.7)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,215 (99.9)
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた	1,045 (81.3)	1,255 (97.1)	512 (81.8)	609 (97.1)	95 (40.1)	236 (99.6)	32 (50.8)	61 (98.4)	1,684 (76.1)	2,161 (97.4)
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	601 (46.7)	446 (34.5)	314 (50.2)	260 (41.5)	67 (28.3)	52 (21.9)	24 (38.1)	24 (38.7)	1,006 (45.5)	782 (35.3)
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した	1,286 (100.0)	1,039 (80.4)	626 (100.0)	544 (86.8)	237 (100.0)	141 (59.5)	32 (50.8)	33 (53.2)	2,181 (98.6)	1,757 (79.2)
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
計	14,307 (1,112.5)	12,732 (985.4)	7,035 (1,123.8)	6,313 (1,006.9)	2,371 (1,000.4)	2,146 (905.5)	599 (950.8)	573 (924.2)	24,312 (1,099.1)	21,764 (981.2)

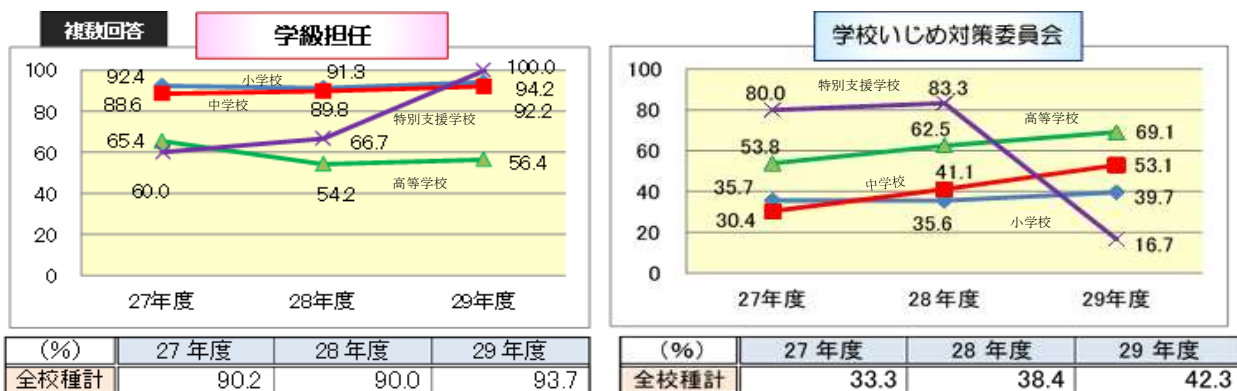
「平成27・28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会） ※複数回答可

イ 学校いじめ対策委員会の取組状況

【図4】が示すように、平成29年度調査では、学校いじめ対策委員会が対応した割合が上昇傾向にある。特別支援学校の割合は減少しているが、学級担任が対応した割合は100%である。

一方で、【表7】では、学校いじめ対策委員会の定期的な開催や年間計画の策定、法第28条に規定されている「重大事態」の定義の周知等に係る取組が他の項目と比べて低くなっている。

【図4】 認知されたいじめについて、誰が（どこが）対応したか（認知件数全体に対する割合）



「平成 29 年度 東京都公立学校におけるいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（都教育委員会）

【表7】 学校いじめ対策委員会の取組状況 ※（ ）は該当校数

校種区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知している。	96.3% (1,235校)	100.0% (1,286校)	99.2% (620校)	99.7% (624校)	93.7% (222課程)	96.6% (229課程)	96.8% (60校)	100.0% (63校)
いじめ防止対策推進法第二条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行っている。	96.3% (1,235校)	100.0% (1,286校)	98.9% (618校)	99.7% (624校)	95.8% (227課程)	96.6% (229課程)	95.2% (59校)	96.8% (61校)
定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。	95.6% (1,226校)	99.8% (1,284校)	97.3% (608校)	99.7% (624校)	82.7% (196課程)	89.0% (211課程)	93.5% (58校)	92.1% (58校)
「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。【特別支援学校は回答対象外】	95.9% (1,229校)	99.8% (1,284校)	98.2% (614校)	99.4% (622校)	93.2% (221課程)	94.5% (224課程)		
いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して、全教職員に周知している。	93.1% (1,193校)	97.9% (1,259校)	93.0% (581校)	96.5% (604校)	65.8% (156課程)	76.8% (182課程)	79.0% (49校)	82.5% (52校)
児童・生徒を対象にして、いじめを把握するためのアンケートを定期的に実施するとともに、児童・生徒がアンケートに記載した内容を、「学校いじめ対策委員会」として教職員間で共有できるようにしている。【特別支援学校は、児童・生徒の実態によって回答対象外となる場合がある】	96.3% (1,234校)	99.9% (1,285校)	99.2% (620校)	100.0% (626校)	97.5% (231課程)	98.3% (233課程)	87.1% (54校)	77.8% (49校)
いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	96.3% (1,234校)	100.0% (1,286校)	99.0% (619校)	99.5% (623校)	95.4% (226課程)	94.1% (223課程)	96.8% (60校)	93.7% (59校)
いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	94.5% (1,212校)	99.3% (1,277校)	96.5% (603校)	98.4% (616校)	86.1% (204課程)	86.1% (204課程)	96.8% (60校)	92.1% (58校)

「平成 28・29 年度 東京都公立学校におけるいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（都教育委員会）※複数回答可

<学校いじめ対策委員会の取組に関する委員からの意見例>

- 年間計画を立てて、PDCAサイクルを重視し取り組むことが大切である。取組の核となる教員をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが支援すると、より一層効果的であるとの事例も少なくない。
- 年間計画を作成している学校数が減っているのは、そのことの有効性や手応えが、感じられないため意欲がもてないのではないかと。具体的にどのような意味があるかを丁寧に伝えていく必要がある。

ウ いじめへの対応について、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする取組

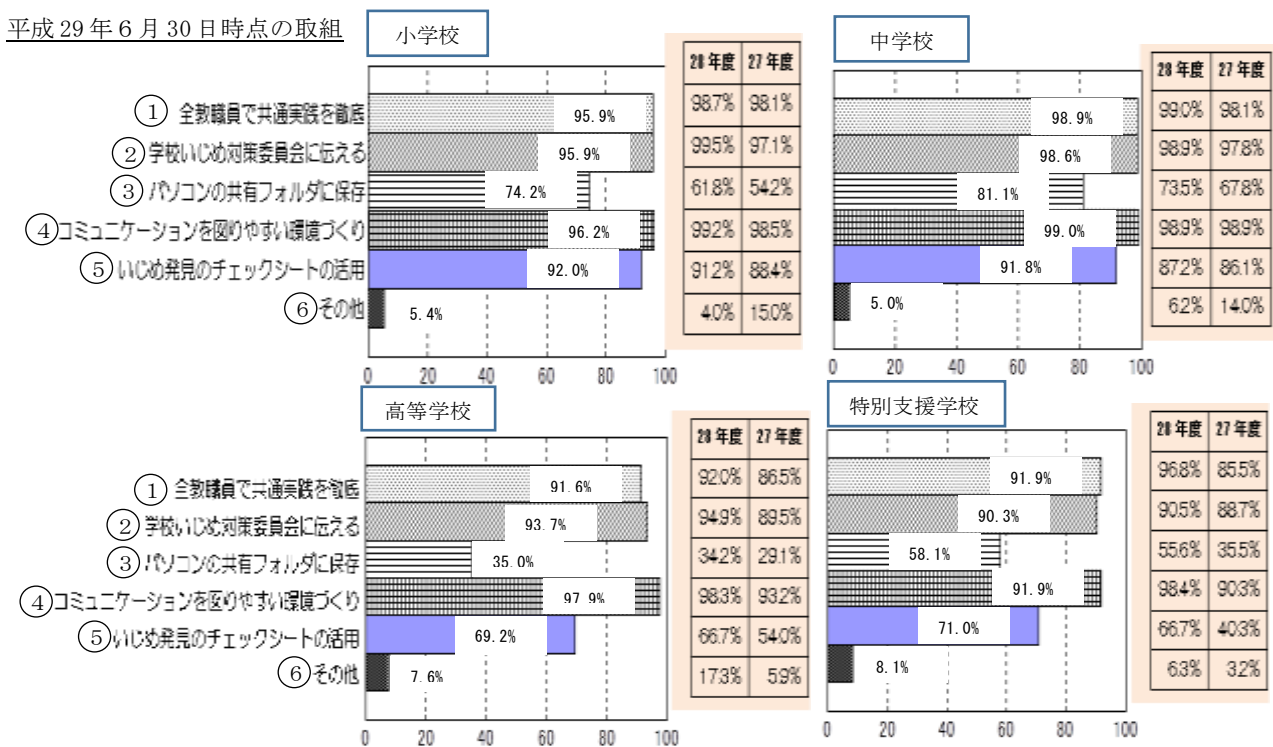
初めに【図5-1】が示すように、平成28年度と比較し、「パソコンの共有フォルダに保存」の割合（小：74.2%、中：81.1%、高：35.0%、特：58.1%）が、全校種で増加しており、教職員全体で情報を共有する取組が推進されていることがうかがえる。

一方、「学校いじめ対策委員会に伝える」は、高い割合（小：95.9%、中：98.6%、高：93.7%、特：90.3%）を維持しつつも、全ての校種で前年度と比べて低くなっている。また、「いじめ発見のチェックシートの活用」（小：92.0%、中：91.8%、高：69.2%、特：71.0%）については全ての校種で上昇している。

次に、【図5-2】が示すように、特に小学校と中学校においては、「巡回分担表などの作成」（小：82.4%、中：54.2%）、高等学校では、「登校時の様子を観察」（74.7%）、特別支援学校では、「保護者会や学校便りによる周知」（85.5%）について、他の項目や前年度と比較して上昇率の高さが見られた。

また、「学校評価の評価項目に、いじめ防止の対策を設定している」と回答した学校は、特別支援学校を除いた全ての校種で増加しているものの、評価が実施されていない学校については、意図的・計画的な取組が十分に行われていない可能性がある。

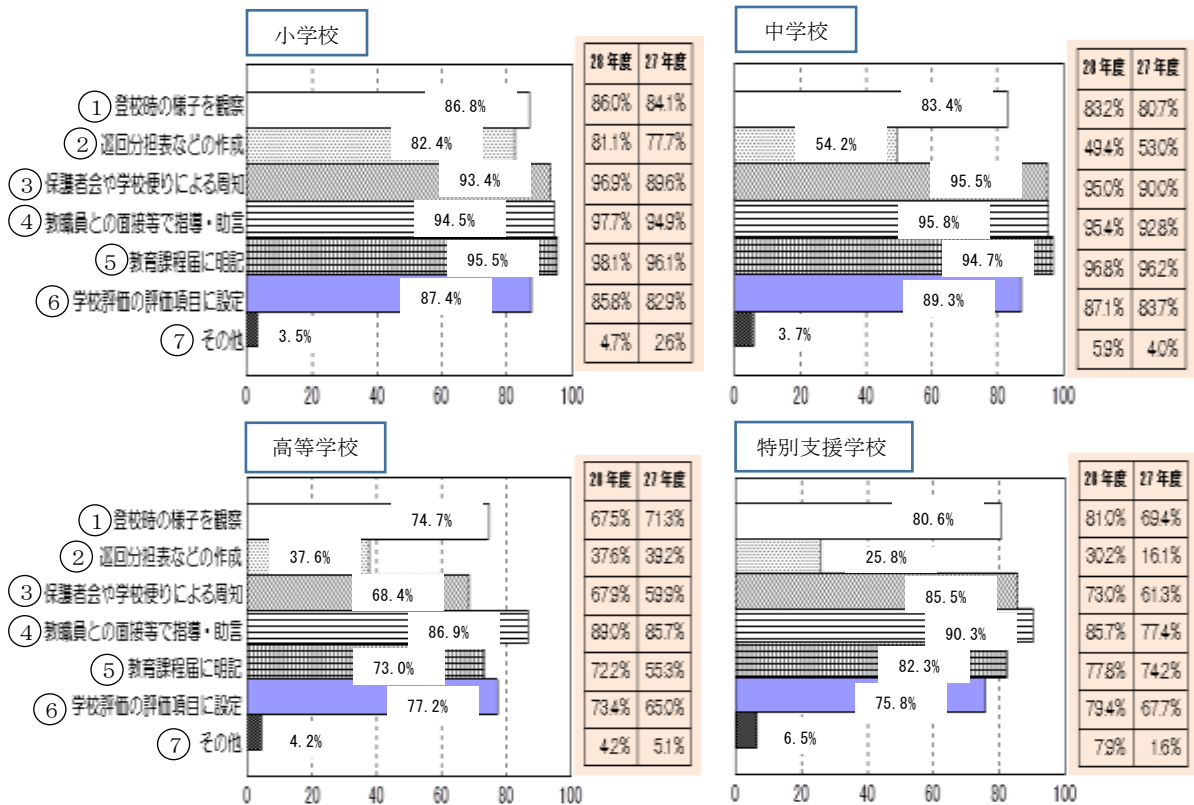
【図5-1】 いじめへの対応について、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする取組
～各教職員等が把握したいじめに関する情報を全教職員で共有するための工夫～



「平成27・28・29年度 いじめの認知件数及び対応状況を把握するための調査」（都教育委員会） ※複数回答可

【図5-2】いじめへの対応について、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする取組
～いじめの未然防止や早期発見に向け、学校全体で工夫した取組～

平成29年6月30日時点の取組



「平成27・28・29年度 いじめの認知件数及び対応状況を把握するための調査」(都教育委員会) ※複数回答可

エ いじめる児童・生徒への対応

【表8】に示すとおり、小学校では「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」(37.5%)が最も多い。中学校及び高等学校では「保護者への報告」(中：61.7%,高：51.7%)が最も多く、特別支援学校では「別室指導」(29.4%)が最も多い。件数で見ると、小学校、中学校、高等学校で、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」(小：1,103件,中：204件,高：40件)が、前年度と比べ増加している。

【表8】いじめる児童・生徒への特別な対応

※単位是件数、()は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	1,103 (7.9)	574 (16.1)	204 (5.1)	169 (6.3)	40 (27.6)	17 (37.0)	2 (5.9)	5 (45.5)	1,349 (7.4)	765 (12.1)
校長、副校長が指導	1,057 (7.6)	835 (23.5)	127 (3.2)	187 (6.9)	57 (39.3)	25 (54.3)	4 (11.8)	4 (36.4)	1,245 (6.9)	1,051 (16.7)
別室指導	1,839 (13.2)	1,223 (34.4)	884 (21.9)	1,266 (46.9)	68 (46.9)	28 (60.9)	10 (29.4)	9 (81.8)	2,801 (15.4)	2,526 (40.0)
学級替え	31 (0.2)	35 (1.0)	10 (0.2)	15 (0.6)	0 (0.0)	4 (8.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	41 (0.2)	54 (0.9)
退学・転学	懲戒処分としての退学		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他		4 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	3 (0.1)	10 (6.9)	7 (15.2)	0 (0.0)	15 (0.1)
停学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
出席停止	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (23.4)	16 (34.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (0.2)	16 (0.3)
訓告	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)
保護者への報告	4,527 (32.5)	2,275 (64.0)	2,487 (61.7)	1,923 (71.3)	75 (51.7)	17 (37.0)	8 (23.5)	8 (72.7)	7,097 (39.1)	4,223 (66.9)
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導	5,235 (37.5)	1,865 (52.4)	2,094 (52.0)	1,633 (60.5)	66 (45.5)	24 (52.2)	7 (20.6)	6 (54.5)	7,402 (40.8)	3,528 (55.9)
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(サポーターチームなども含む)	108 (0.8)	104 (2.9)	51 (1.3)	69 (2.6)	9 (6.2)	13 (28.3)	1 (2.9)	0 (0.0)	169 (0.9)	186 (2.9)
計	13,904 (99.7)	6,912 (194.3)	5,858 (145.4)	5,266 (195.3)	359 (247.6)	151 (328.3)	32 (94.1)	32 (290.9)	20,153 (111.0)	12,361 (195.9)

「平成27・28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会) ※複数回答可

<いじめられた児童・生徒への特別な対応に関する委員からの意見例>

- 加害の子供も被害の側になることがあるため、加害の子供のカウンセリングは被害の子供と同様に丁寧に行う必要がある。
- 加害の子供も、被害を受けてきた経緯がある可能性が考えられる。その被害は学校だけでなく、家族から受けている暴力・暴言等である場合もある。その子供が連続的に被害を体験している場合には、繰り返し加害者になる可能性が十分に考えられる。
- 発達に課題のある中学生や高校生の子供の行動の背景には、周りの子供が成長していく中で、自分だけが取り残されると感じて、周りの力を自分に引き付けておこうとする心理が働いていることがある。
- いじめ防止対策推進法によると、いじめについては、被害者に徹底的に寄り添うことが重要である。このことを踏まえて、加害者には毅然とした指導を行うことが必要と考える。実際には目の前のいじめの行為を止めた後に、加害者側に対する支援に入るという二段階の捉え方をした指導が重要である。

オ いじめられた児童・生徒への特別な対応

【表9】が示しているように、平成28年度の小学校、中学校及び高等学校において「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」の割合（小：12.3%，中：13.3%，高：37.9%）が最も多い。次いで「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」（小：3.5%，中：10.7%，高：17.2%）の順となっている。特別支援学校では「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」（20.6%）が最も多く、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」（5.9%）と「学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施」（5.9%）が同じ割合となっている。

【表9】いじめられた児童・生徒への特別な対応

※単位は件数（ ）は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	1,719 (12.3)	875 (24.6)	535 (13.3)	452 (16.8)	55 (37.9)	21 (45.7)	2 (5.9)	5 (45.5)	2,311 (12.7)	1,353 (21.4)
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	491 (3.5)	372 (10.5)	432 (10.7)	386 (14.3)	25 (17.2)	8 (17.4)	7 (20.6)	3 (27.3)	955 (5.3)	769 (12.2)
緊急避難としての欠席	23 (0.2)	23 (0.6)	19 (0.5)	11 (0.4)	9 (6.2)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	51 (0.3)	36 (0.6)
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	354 (2.5)	298 (8.4)	321 (8.0)	333 (12.3)	7 (4.8)	5 (10.9)	2 (5.9)	3 (27.3)	684 (3.8)	639 (10.1)
学級替え	33 (0.2)	39 (1.1)	15 (0.4)	23 (0.9)	1 (0.7)	4.0 (8.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	49 (0.3)	66 (1.0)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	258 (1.8)	311 (8.7)	166 (4.1)	171 (6.3)	10 (6.9)	4 (8.7)	1 (2.9)	0 (0.0)	435 (2.4)	486 (7.7)
児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）	76 (0.5)	66 (1.9)	30 (0.7)	64 (2.4)	6 (4.1)	2 (4.3)	1 (2.9)	0 (0.0)	113 (0.6)	132 (2.1)
計	2,954 (21.2)	1,984 (55.8)	1,518 (37.7)	1,440 (53.4)	113 (77.9)	46 (100.0)	13 (38.2)	11 (100.0)	4,598 (25.3)	3,481 (55.2)

「平成27・28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会） ※複数回答可

組織的な対応の強化に係る、いじめ総合対策【第2次】における取組例

- 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催（P19）
- 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察（P39）
- 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築（P39）
- 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底（P39）
- 対応記録のファイリング（P51）

（2）成果

- 学校いじめ対策委員会が対応した件数及びいじめの解消率が増加傾向

いじめの問題に関する教職員間での共通理解、校内研修会の実施、学校いじめ防止基本方針の点検と見直し及び学校いじめ対策委員会の開催については、全ての校種において実施されている。それに加え、学校いじめ対策委員会が対応した件数の割合が上昇傾向にあるなど、組織的対応が強化されつつあり、いじめの認知に対する解消率も上昇傾向にある。

- パソコン等を使用して情報の共有化を図っている学校の割合が上昇

【図5-1】に示されているように、「各教職員等が把握したいじめに関する情報を全教職員が共有するための工夫」について、「パソコンの共有フォルダに保存されるなど情報共有」の割合が全校種で増加しており、教職員全体で情報を共有する取組が推進されている。

（3）課題

- 学校いじめ対策委員会へのいじめの報告の徹底

いじめを見聞きした等の教職員からの学校いじめ対策委員会への報告は、全校種において確実に行われる必要がある。

- 学校いじめ対策委員会の年間計画に基づく取組とPDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の検証・改善

学校いじめ対策委員会の構成員であるスクールカウンセラー等の助言を生かすなどして、自校の実態を踏まえたいじめ防止等のための年間計画を作成するとともに、「学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に応じた実効性のある内容になっているかなど、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて改善を図ることが必要である。

（4）改善の方向性

- 自校の取組状況の見える化とPDCAサイクルによる改善への仕組みづくり

いじめ防止等の取組の強化月間である「ふれあい月間」の際に実施する、都独自のいじめに関する調査等を通して、各学校における「いじめ総合対策【第2次】」を踏まえた、いじめ防止等の取組状況を把握して、成果や課題を明らかにし、不断の改善を図る。

- 年間計画に基づく学校いじめ対策委員会の機能強化

いじめ総合対策【第2次】の上巻（学校の取組編）に、学校のいじめ防止対策等について、組織的な取組の年間計画を示した『学校いじめ対策委員会』を核とした取組例や、下巻（実践プログラム編）に示す、「いじめ問題への対応事例」等を活用し、学校いじめ対策委員会の機能の強化を図る。

3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す。 《学校教育相談体制の充実》

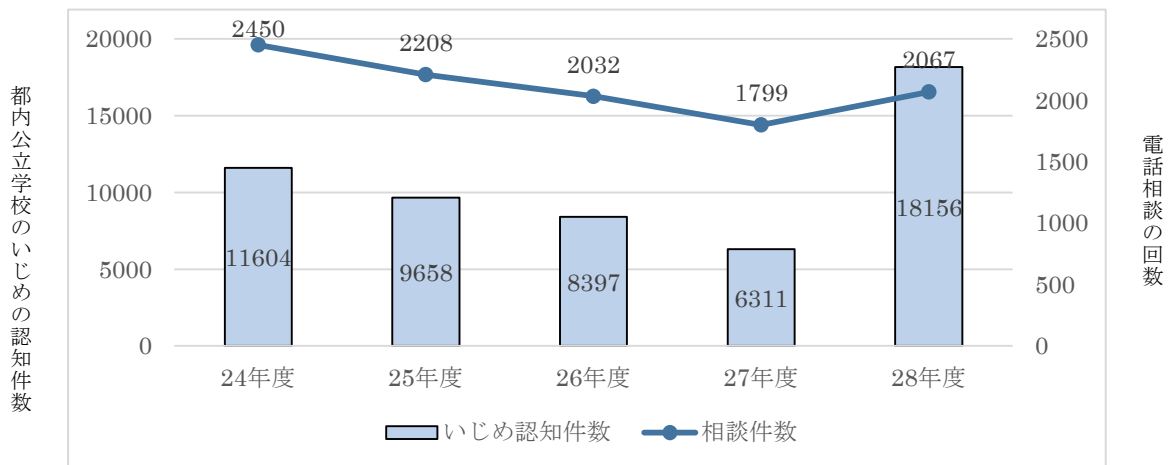
(1) 現状

ア 相談件数等

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間ににおけるいじめの認知件数と東京都教育相談センターによる電話相談の回数の相関では、平成 24 年度から 27 年度まで、いじめの認知件数も電話相談回数も減少していたが、平成 28 年度は共に増加するなど、認知件数の増減に沿って電話相談回数も変化している。前述のとおり、平成 28 年度のいじめの認知件数については、小・中学校における軽微ないじめの認知を中心に大きく増加している（P4 「(1) ア いじめの認知件数」参照）。

東京都教育相談センターでは、毎年「いじめ防止カード」を都内全公私立学校の児童・生徒に配布するなど、24 時間フリーダイヤルの「東京都いじめ相談ホットライン」を周知し、不安や悩みについて、いつでも相談を受けることができることについて啓発している。

【図 6】 いじめの認知件数と東京都教育相談センター「いじめ」に関する相談回数の推移



イ スクールカウンセラーと連携した対応及び効果が見られた件数

【表 10】によると、平成 29 年度は前年度と比較し、全ての校種において学校とスクールカウンセラーが連携して対応した件数（小：1,646 件、中：640 件、高 28 件）と、そのうち効果が見られた件数（小：561 件、中：174 件、高：9 件）が共に増加している。

一方、連携して対応した件数の割合は小学校で 17.2%と前年度の 24.2%と比べ減少している。これは、いじめの認知件数が増えたことに加え、学級担任が対応できる軽微ないじめの認知件数が増えたことによる結果と考えられる。

【表 10】 スクールカウンセラーと連携した対応及び効果が見られた件数 ※（ ）は内数比

区分	校種	小学校		中学校		高等学校		計	
		29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
スクールカウンセラーと連携して対応した件数		1,646	413	640	258	28	23	2,314	694
		(17.2)	(24.2)	(28.8)	(19.9)	(50.9)	(47.9)	(19.4)	(22.7)
そのうち、効果が見られた件数		561	157	174	79	9	8	744	244
		(34.1)	(38.0)	(27.2)	(30.6)	(32.1)	(34.8)	(32.2)	(35.2)

「平成 28・29 年度 いじめの認知件数及び対応状況を把握するための調査」（都教育委員会）

ウ 学校教育相談体制の充実

【表 11】によると、都内公立の全小学校、中学校、高等学校において、スクールカウンセラー一等を活用した教育相談体制の充実を図っている状況が見える（100%）。外部の相談窓口の周知や広報の徹底については、全ての校種において十分に取組みされている状況がうかがえる（100%）。

【表 11】 学校教育相談体制の充実を図るための取組（再掲:表 6）※単位は件数（ ）は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	36 (57.1)	40 (64.5)	2,185 (98.8)	2,196 (99.0)
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	1,286 (100.0)	1,291 (99.9)	626 (100.0)	625 (99.7)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,215 (99.9)

「平成 27・28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会） ※複数回答可

エ いじめられた児童・生徒の相談状況

【表 12】が示すように、平成 28 年度の調査結果では、「学級担任に相談」が全校種計（84.1%）で最も多く、続いて小学校・中学校では「保護者や家族等に相談」（小：16.6%、中：21.0%）、高等学校及び特別支援学校では、「学級担任以外の教職員に相談」（高：35.2%、特：14.7%）が多い状況である。

また、「誰にも相談していない」の件数は、全ての校種において前年度比で増加しているが、内数比は、平成 28 年度のいじめの認知件数が大幅に増加した小学校及び中学校において、前年度と比較して減少している（小:4.7% ← 5.4%、中：4.0% ← 6.0%）。

【表 12】 いじめられた児童・生徒の相談状況 ※単位は件数（ ）は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
学級担任に相談	11,988 (85.9)	2,757 (77.5)	3,164 (78.5)	2,137 (79.2)	91 (62.8)	32 (69.6)	27 (79.4)	9 (81.8)	15,270 (84.1)	4,935 (78.2)
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	703 (5.0)	528 (14.8)	765 (19.0)	520 (19.3)	51 (35.2)	22 (47.8)	5 (14.7)	3 (27.3)	1,524 (8.4)	1,073 (17.0)
養護教諭に相談	351 (2.5)	316 (8.9)	271 (6.7)	170 (6.3)	31 (21.4)	4 (8.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	653 (3.6)	490 (7.8)
スクールカウンセラー等の相談員に相談	917 (6.6)	583 (16.4)	420 (10.4)	258 (9.6)	29 (20.0)	14 (30.4)	3 (8.8)	0 (0.0)	1,369 (7.5)	855 (13.5)
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	91 (0.7)	94 (2.6)	46 (1.1)	48 (1.8)	2 (1.4)	2 (4.3)	1 (2.9)	0 (0.0)	140 (0.8)	144 (2.3)
保護者や家族等に相談	2,321 (16.6)	1,322 (37.2)	846 (21.0)	633 (23.5)	28 (19.3)	14 (30.4)	3 (8.8)	5 (45.5)	3,198 (17.6)	1,974 (31.3)
友人に相談	336 (2.4)	172 (4.8)	187 (4.6)	128 (4.7)	19 (13.1)	7 (15.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	542 (3.0)	307 (4.9)
その他(地域の人など)	113 (0.8)	11 (0.3)	19 (0.5)	6 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	133 (0.7)	17 (0.3)
誰にも相談していない	651 (4.7)	193 (5.4)	162 (4.0)	161 (6.0)	8 (5.5)	1 (2.2)	4 (11.8)	1 (9.1)	825 (4.5)	356 (5.6)
計	17,471 (125.3)	5,976 (168.0)	5,880 (145.9)	4,061 (150.6)	259 (178.6)	96 (208.7)	44 (129.4)	18 (163.6)	23,654 (130.3)	10,151 (160.8)

「平成 27・28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会） ※複数回答可

オ ホームページ・アプリケーションによる意識啓発（「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」）



都教育委員会は、いじめ防止等に係るホームページやアプリケーションを開発している。コンピュータやスマートフォン等を通して、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめを受けたときなどに、どのように行動すればよいか考えることが大切である。24時間フリーダイヤル「東京都いじめ相談ホットライン」にいつでも無料で電話が掛けられることを周知することで、教育相談機能の一層の充実を図っている。

「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」のホームページ画面及び無料電話相談へのアプリ画面（都教育委員会）

カ SOSの出し方に関する教育の推進

都教育委員会は、自殺対策基本法一部改正（平成28年4月）及び自殺総合対策大綱の閣議決定（平成29年7月）を踏まえ、子供に様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進するための指導資料として、授業で活用できるDVD教材等を作成し、平成30年3月に都内全公立学校に配布した。各学校は、この教材を活用又は参考とした授業を、いずれかの学年において、年に一回以上実施することとしている。



「SOSの出し方に関する教育」

- 子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応できるための力を身に付けておくことが必要である。
- 具体的には、適切な援助希求活動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすることである。
- 身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることも求められている。
- ※自殺予防のみならず、いじめの早期発見等にも資すると考えられる。

< SOSの出し方に関する教育の推進に関わる委員からの意見例 >

- 学校の教職員が、そのSOSを受けたときにしっかりと対応していかないと、かえって信頼を失ってしまう。自殺予防等に関して、メッセージを受け取れる教職員の感性をしっかりと育てていかなければならない。
- 子供が教職員に相談した時に、教職員が子供の思いを受け止める力をもつことが、いじめの未然防止の上で非常に重要であることを改めて確認してほしい。
- 教職員個人の子供に向き合う感度を上げるだけではなくて、組織としての感度も高め、悩みや相談を受け止めたときにフォローできる体制を作る必要がある。

学校教育相談体制の充実に係る、いじめ総合対策【第2次】における取組例

- 学級担任等による定期的な個人面談（P37）
- 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知（P41）
- スクールカウンセラーによる全員面接（P43）
- いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組（P43）
- 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用（P44）
- 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知（P44）
- 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス（P44）

(2) 成果

○ 学校がスクールカウンセラーと連携し対応した件数及び効果が見られた件数が増加

【表 11】が示すように、都内全公立小学校・中学校・高等学校においてスクールカウンセラー等を積極的に活用しており、【表 10】では、学校がスクールカウンセラーと連携して対応した件数及び効果が見られた件数が平成 29 年度では前年度と比べ増加している。これは、学校がスクールカウンセラーを効果的に活用するなど、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的体制が充実してきたことが考えられる。

○ 学級担任やスクールカウンセラーに相談する件数が増加

スクールカウンセラーを都内全公立小・中・高等学校へ配置したことで、小学校 5 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生を対象とした全員面接が適切に実施されている。また、スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施等を通して、教職員のカウンセリング技能が向上したことなど、学校教育相談体制の充実等により、学級担任やその他の教職員への相談件数が全校種において増加傾向にある。

(3) 課題

○ 誰にも相談していない子供の支援の充実

【表 12】が示すように、「誰にも相談していない」子供が、平成 28 年度の全体で 4.5%いることから、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、日常のきめ細かい観察に加え、全員面接等を有効に活用し、いつでも相談に応じる体制を整備する必要がある。

また、SNS を活用した相談を、本年 8 月下旬から 9 月上旬までの約 2 週間にわたり、都内公立の高校生を対象に試行実施する。その結果を検証し、教育相談体制の一層の充実を図る必要がある。

○ 子供の SOS を受け止めるための教職員の対応力の向上及びいつでも相談に応じる体制の整備

子供に対して、悩みや不安がある場合は、身近な大人や友達に相談するよう指導を繰り返し行うとともに、教職員が SOS を受け止められるよう対応力の向上を図る必要がある。また、全ての教職員がいつでも相談に応じる体制を整備することに加え、相談できる大人等がいなくても、外部相談機関に相談できることを周知することにより、子供が一人で悩みを抱え込まないようにする必要がある。

(4) 改善の方向性

○ SNS を活用した、より実効性のある教育相談体制の構築

本年 8 月に試行実施する SNS を活用した教育相談の検証を基に、より実効性のある教育相談体制の構築を図る。

○ 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育の推進及び教職員等の「SOS の受け止め方」に関する対応力の向上

「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」や「SOS の出し方に関する教育」に加え、SNS を活用した相談体制の構築等を通じて、不安や悩み等がある場合は身近にいる信頼できる大人や、外部相談機関等に相談するなどの対処の仕方を身に付ける教育を推進する必要がある。

また、都教育委員会が作成した資料教材「SOS の出し方・受け止め方 言葉例」等を活用し、生活指導主任等対象の連絡会等で、適切な対応について協議するなど、教職員の対応力の向上を図る。

4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする。

《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

(1) 現状

ア 子供が主体的に考え、行動しようとする取組

【表 13】が示しているように、都内全公立学校において道徳や学級活動等を活用して、いじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っている（100%）。「いじめ総合対策【第2次】」では、各学校は、いじめに関する授業を年に3回以上実施することとしている。

子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする取組について、区市町村教育委員会及び都立学校における事例をまとめ、本対策委員会において審議するとともに、区市町村教育委員会の生活指導担当者対象の連絡会においての周知徹底を図った。

【表 13】子供たちがいじめについて考え行動できるようにする取組例（再掲：表 6）※（ ）は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	1,087 (84.5)	949 (73.5)	575 (91.9)	513 (81.8)	76 (32.1)	58 (24.5)	34 (54.0)	43 (69.4)	1,772 (80.1)	1,563 (70.5)

「平成 27・28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会） ※複数回答可

イ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた取組事例

「いじめ総合対策【第2次】」には、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育むため、六つの具体的な取組を示している。

以下に、区市町村教育委員会や学校から報告を受けた取組事例の一部を示す。

【表 14】区市町村教育委員会や学校における取組事例

「いじめ総合対策【第2次】」に示す具体的な取組 ※（ ）は総合対策のページ数	取組事例	校種例
互いに認め合う態度を育む取組 (P26)	異学年交流などの取組	小学校・中学校
	グループエンカウンターを活用した取組	高等学校
	ふれあい月間に合わせた取組	特別支援学校
子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組 (P26)	いじめ問題を考える「子ども会議」の取組	小学校・中学校
	「いじめ撲滅宣言」等を通じた取組	小学校・中学校
取組の推進役を担えるリーダーの育成 (P27)	「ピア・サポート」の取組	中学校
	「ふれあいリーダー」の取組	中学校
	「子どもパトロール隊」の取組	小学校
児童会・生徒会活動による取組 (P27)	「子ども議会」の取組	小学校・中学校
	委員会活動の取組	小学校・中学校
「SNS東京ルール」に基づく、「学校ルール」や「家庭ルール」づくり (P28) 「考えよう！ いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発 (P28)	生徒会代表者による「意見交換会」の取組	中学校
	高校生によるスマートフォン使用の注意喚起に関する取組	高等学校

ウ 実践事例（意見聴取）

〔内容〕目黒区における「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」について

※「いじめ総合対策【第2次】」に示す「互いに認め合う態度を育む取組」や「子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組」（P26）の方向性に沿った事例

取組の主な概要

- 当該の小・中学校では、11月のいじめの防止強化月間や人権週間等にあわせ、小学5年生と中学2年生の児童・生徒が全員集まり、グループに分かれて、いじめ問題の解決に向けて意見交換をした。
- 保護者や地域住民が参観する場面も見られた。
- 当該子ども会議に参加した児童・生徒は、話し合いの内容を自校の全児童・生徒に報告した。
- 同会議の話し合いの内容を基に、一人一人の児童・生徒が改めて個人の行動目標を設定した。

当該教育委員会及び校長の意見例

- ★参観したいという保護者、地域の声に応えつつ、子供が発言しにくくならないよう、予め配慮して見守っていただきたい旨をお願いし、子供の主体的な話し合いの場を確保した。
- ★工夫した点は、当該子ども会議の前に、当該学年の小学生と中学生が集い、簡単なゲームなどを通して交流を深めたことである。とても和やかな雰囲気で、中学生はお兄さん、お姉さんのような表情になっていた。その後、当該の小学生から中学生に感想やお礼の手紙が届いた。
- ★11月の当該子ども会議では、既に顔見知りになっていたのも、とてもスムーズに話し合いが進んだ。
- ★話し合いの際に、「SNS東京ノート」を活用した。「まじめだね。」「大人しいね。」といったカードを使って、こうした言葉がどのように相手に伝わるかなど、情報モラル及びコミュニケーションの視点から、いじめについて大変活発な話し合いができたと思う。
- ★普段の授業の中で、話し合い活動やグループ活動を取り入れるなど、子供が互いに意見を言い合える、聞き合えるような環境をととても大事にしており、こうした結果が当該子ども会議においても、意見が言えるような和やかな雰囲気につながったと考えている。
- ★意見交換することで、自分とは異なる視点もあることに気付かせることが大切である。

<子供たちがいじめについて考え行動できるようにする取組に関する委員からの意見例>

- 教員個々の力量や、子供たちのそれぞれの個性とか、置かれた状況をどう乗り越えて一定の成果を上げていくかということが大切になっていくと思う。
- 子供が本音で伝えることができる集団の雰囲気づくりが大切である。他者を認め合う雰囲気づくりは、日頃の授業の場面で、教員が意図的に働き掛けていく必要がある。
- 自分のことも大事だし、相手のことも大切だということを考えられるような力（人権への意識と理解）をどの子供にも身に付けることが必要である。
- 「取組の推進役を担えるリーダーの育成」に関連する取組事例について、権威付けなど縦系列になると、いじめを逆に生んでしまう危険性もあるのではないかと。
- リーダーシップの大切さや子供たちの主体的な活動を大切にしたい。極端なリーダー養成に偏りすぎると、その子供に任せっきりとなり、負担が逆に増えることがある。
- 「ピア・サポート」的な横の関係が、縦の関係より今の子供たちになじむのではないかと。

子供が主体的に行動しようとする態度の育成に係る、いじめ総合対策【第2次】における取組例

〔下巻：学習プログラムの項目（※いじめに関する授業の指導事例）〕

- 1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成（P10）
- 2 互いの個性の理解（P32）
- 3 望ましい人間関係の構築（P44）
- 4 規範意識の醸成（P56）

（2）成果

○ 都内全公立学校において、いじめに関する授業を実施

いじめに関する授業を通じて、未然防止の指導を行うことが定着してきた。具体的には、【表 13】が示すように、都内全公立学校において、いじめ総合対策【第2次】を活用するなどして、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。

○ 子供自身にいじめ問題について考えさせる取組を実施している学校が増加傾向

児童会や生徒会活動を通じて、子供自身にいじめ問題について考えさせる取組を行っている学校が、前年度比で増加している（小学校：84.5%，中学校：91.9%，高等学校：32.1%）。

（3）課題

○ 子供たち自身が、話し合い等を通じて、いじめについて考え行動できるようにする取組を、都内全公立学校で実施

いじめの未然防止や解決に向けて、子供が「いじめをなくすためにはどうすればよいか」について、自ら考え、話し合い、主体的に行動できるようにするための取組を全ての学校において実施するとともに、その内容の充実を図る必要がある。

なお、取組の推進役を担えるリーダーの育成については、それが逆に権威付けとなって序列を生むなど、新たないじめを発生させることにならないよう配慮する必要がある。

○ 子供が多様性を認め、自己肯定感を育む場や機会を意図的に設定

学校や学級が、子供にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感を育む場とするため、教職員は一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定する必要がある。

（4）改善の方向性

○ 効果的な取組事例の周知等を通じた更なる推進

「いじめ総合対策【第2次】」に示す取組事例（子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成）等を活用するとともに、効果的な取組事例を周知するなどして、更なる推進を図る。

○ 日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して多様性や互いのよさを認め合う態度を育成

生徒会等が主催する異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することを通して、子供たち相互の共感的な人間関係を築くような取組を推進する。そのためにも、日常の授業において、子供たち同士が話し合い学び合うことを通して、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。

5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る。

《保護者との信頼関係に基づく対応》

(1) 現状

ア 諸調査から見る状況

保護者と連携した対応の件数について増加傾向が見られている。具体的には、【表 15】において、「いじめる児童・生徒の保護者への報告」(H28: 7,097 件 ← H27: 4,223 件) 及び「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」(H28: 7,402 件 ← H27: 3,528 件) の件数が、前年度と比較して増加している。また、いじめられた児童・生徒が「保護者や家族等に相談」した件数も増加していることから (H28: 3,198 件 ← H27: 1,974 件)、学校が保護者との連携を深めることで、いじめの早期発見がより可能となると考える。

また、【表 16】に示すように、「認知されたいじめについて、誰が(どこが)対応したか。」において、「学校が保護者と連携して対応」した件数は、全体で増加傾向にある (H29: 2,963 件 ← H28: 1,096 件)。特に高等学校においては、対応件数とその内数比も前年度比で増加している。しかし、平成 29 年度の小学校、中学校、特別支援学校については、前年度比で内数比が減少している (小学校: 21.6% ← 32.9%、中学校: 38.9% ← 39.6%、特別支援学校: 16.7% ← 66.7%)。これは、軽微ないじめによる認知件数の増加が影響していると考えられる。

【表 15】 いじめに関わる保護者と学校の対応等 (再掲: 表 6・表 8・表 12) ※単位は件数

() は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)、ただし*は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
いじめる児童・生徒の保護者への報告	4,527 (32.5)	2,275 (64.0)	2,487 (61.7)	1,923 (71.3)	75 (51.7)	17 (37.0)	8 (23.5)	8 (72.7)	7,097 (39.1)	4,223 (66.9)
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導	5,235 (37.5)	1,865 (52.4)	2,094 (52.0)	1,633 (60.5)	66 (45.5)	24 (52.2)	7 (20.6)	6 (54.5)	7,402 (40.8)	3,528 (55.9)
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた*	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
いじめられた児童・生徒が保護者や家族等に相談	2,321 (16.6)	1,322 (37.2)	846 (21.0)	633 (23.5)	28 (19.3)	14 (30.4)	3 (8.8)	5 (45.5)	3,198 (17.6)	1,974 (31.3)

「平成 27・28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会) ※複数回答可

【表 16】 認知されたいじめについて、誰が(どこが)対応したか。 ※単位は件数、() は内数比

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
学校が保護者と連携して対応	2,075 (21.6)	562 (32.9)	863 (38.9)	514 (39.6)	23 (41.8)	16 (33.3)	2 (16.7)	4 (66.7)	2,963 (24.9)	1,096 (35.8)

「平成 28・29 年度 いじめの認知件数及び対応状況を把握するための調査」(都教育委員会) ※複数回答可

保護者との信頼関係に基づく対応に係る、いじめ総合対策【第 2 次】における取組例

- 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施 (P46)
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施 (P46)
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応 (P57)
- 重大事態に関わる保護者への対応方針及び対応経過の説明 (P67)
- 重大事態に関わる被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供 (P74)

(2) 成果

- 都内全公立学校が、学校いじめ防止基本方針をホームページ等に公表し、保護者へ理解啓発
都内の公立学校において、自校の学校いじめ防止基本方針を公表することが定着してきた。

【表 15】が示すように、「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」は、都内全公立学校において実施（100%）している。

- 「SOSの出し方に関する教育」に関する保護者への理解啓発

子供が不安や悩みを抱えたとき、身近にいる信頼できる大人に相談することが大切である。このことに加え、相談を受けた大人が、この話をよく傾聴するなどして、子供のSOSを受け止めることが重要である。各学校は、保護者会等の機会を捉え、都教育委員会が作成したDVD教材等を活用し、子供が安心してSOSを出すことができるよう、「SOSの出し方に関する教育」の推進について理解と啓発を図っている。

(3) 課題

- 学校いじめ防止基本方針の確実な周知

全ての保護者に対して、いじめの定義を踏まえ、いじめはどの学校にも、どの子供にも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の改訂事項や内容を周知しておく必要がある。

- 学校いじめ対策委員会の対応方針について、関係する保護者へ早期に伝達

いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して正確な事実に基づき「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を早期に伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるようにする必要がある。

(4) 改善の方向性

- 年度当初の保護者会等における、学校いじめ防止基本方針の周知

都独自のいじめに関する調査等を活用するなどして、年度末には、学校いじめ防止基本方針が、自校の実情(保護者や地域住民の願いや要請等を含む。)に応じた実行性のある内容になっているか、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて改訂する。

学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、相互の連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会等の機会を活用して、学校いじめ防止基本方針の内容を説明する。

- 保護者との連携の在り方について、生徒指導の専門家による連絡会等を開催

各学校の生活指導担当者を対象とした連絡会等において、生徒指導に関する専門家※2から保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方や、その好事例等について周知するなどして、各学校において伝達研修を行うことで、学校の対応力の向上を図る。

※2 生徒指導に関する専門家 大学等の学識経験者、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する。

《地域、関係機関等との連携》

(1) 現状

ア 諸調査から見る状況

都内全公立学校において、学校いじめ防止基本方針を保護者や地域に対し、ホームページ等に公表するなどして周知することは、【表 15】(P.23) に示しているように定着してきていることが分かる。一方で、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議した割合は、全ての校種において減少している。

なお、学校が警察署や児童相談所などの関係機関と連携協力した対応を図った学校の割合は、特別支援学校を除く全ての校種において上昇した。

また、いじめる児童・生徒への特別な対応として「児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)」や、いじめられた児童・生徒への特別な対応として、「児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む。)」については、中学校を除いた校種において件数の増加が見られた。

【表 18】では、学校が連携して対応した関係機関の総件数は前年度と比べ全ての機関において増加している。特に、小学校での増加が顕著で、総件数が平成 28 年度 19 件から平成 29 年度 40 件と、約 2 倍となっている。学校がいじめ問題を抱え込まず、状況に応じて関係機関と連携するなどの対応が推進されてきていることがうかがえる。

【表 19】では、平成 27・28 年度いじめ防止対策推進法第 1 項に規定する重大事態の発生件数を示しているが、合計件数はいずれの年度も 22 件と同数である。

【表 17】 地域、関係機関等との連携に関わる調査(再掲:表 6・表 8・表 9) ※単位は件数

() は、該当する件数/校種別学校総数×100(%)、ただし*は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた	1,286 (100.0)	1,292 (100.0)	626 (100.0)	627 (100.0)	237 (100.0)	237 (100.0)	63 (100.0)	62 (100.0)	2,212 (100.0)	2,218 (100.0)
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた	1,045 (81.3)	1,255 (97.1)	512 (81.8)	609 (97.1)	95 (40.1)	236 (99.6)	32 (50.8)	61 (98.4)	1,684 (76.1)	2,161 (97.4)
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	601 (46.7)	446 (34.5)	314 (50.2)	260 (41.5)	67 (28.3)	52 (21.9)	24 (38.1)	24 (38.7)	1,006 (45.5)	782 (35.3)
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む) ※いじめる児童生徒への特別な対応 *	108 (0.8)	104 (2.9)	51 (1.3)	69 (2.6)	9 (6.2)	13 (28.3)	1 (2.9)	0 (0.0)	169 (0.9)	186 (2.9)
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む) ※いじめられた児童生徒への対応 *	76 (0.5)	66 (1.9)	30 (0.7)	64 (2.4)	6 (4.1)	2 (4.3)	1 (2.9)	0 (0.0)	113 (0.6)	132 (2.1)

「平成 27・28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会) ※複数回答可

【表 18】 学校が連携して対応してきた関係機関

※単位は件数

区分	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
警察(スクールサポーター含む。)		13	2	8	6	1	2	1	0	23	10
児童相談所等の福祉機関		7	7	3	2	1	0	0	0	11	9
医療機関		5	2	0	1	0	0	0	0	5	3
その他の専門的な関係機関		9	5	2	1	1	0	0	0	12	6
地域の人材や団体等		6	3	2	1	0	0	0	0	8	4
計		40	19	15	11	3	2	1	0	59	32

「平成 28・29 年度 いじめの認知件数及び対応状況を把握するための調査」(都教育委員会) ※複数回答可

【表 19】 いじめ防止対策推進法に規定する重大事態の発生件数

※単位は件数

区分	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
第1号重大事態の発生件数		5	7	6	4	1	2	0	0	12	13
第2号重大事態の発生件数		7	10	4	7	1	0	0	0	12	17
重大事態の発生件数		11	12	9	8	2	2	0	0	22	22

※第1号重大事態(いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)

※第2号重大事態(いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき)

※1件の重大事態が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入している。

「平成 27・28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会)

イ 教育庁と警視庁との連絡会議

平成 28 年度から平成 30 年度まで、教育庁と警視庁の更なる連携強化を図るため、本連絡会議を開催した。申合せ事項の一つにいじめ問題に関する内容を設定し、それぞれの取組や課題を明らかにし、改善に向けた今後の取組について、情報の共有化を図った。このことについて、警視庁から各所轄警察署に周知するとともに、都教育委員会からは、都立学校長や区市町村教育委員会の指導室課長を対象とした連絡会等において周知を図り、学校と警察の連携強化を推進した。

<警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項より一部抜粋>

学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図る。

関係機関等との連携に係る、いじめ総合対策【第2次】における取組例

- 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼 (P30)
- 「学校サポートチーム」会議の定期開催 (P30)
- 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応 (P58)
- 外部人材や関係機関等と連携した支援 (P67)
- 教育支援センター(適応指導教室)等と連携した支援 (P67)
- 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決 (P72)

(関係機関等との連携に関する委員からの意見例)

- スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、様々な対応をしたが効果が見られなかった子供が、医療機関と連携した結果、睡眠障害であることが明らかになった。その後、医療的なケアを施した結果、状況が改善した。このように、アセスメントのためには多様な人材によるチーム対応が必要である。
- 早期に家庭への支援を開始するという意味では、小学校が重要な時期であるのに、調査では、外部機関との連携が1%前後にとどまっている。特に、いじめを行った児童は、背景にある家庭環境を詳しく知る必要がある。本人、保護者、家庭を地域社会から孤立させない、学級集団から孤立させないなど、孤立や排除の防止に取り組んでいく必要がある。
- 警視庁少年育成課の中に少年センターという機関があり、心理職の専門の職員が配置されている。これらを保護者等に積極的に活用するよう啓発していきたい。

(2) 成果

○ 学校が関係機関等と連携して対応した件数が増加傾向

学校が連携して対応した関係機関の件数は増加傾向にあり、【表 18】が示すように前年度と比べ全ての機関において増加している。特に、小学校においては警察との連携した件数が大きく増加している。学校がいじめ問題を抱え込まず、状況に応じて関係機関と連携するなど、適切な対応が推進されてきていることがうかがえる。

○ 教育庁と警視庁との連絡会議による連携強化

平成 28 年度から 3 年間にわたり教育庁と警視庁との連絡会議を開催し、申合せ事項にいじめ問題に関する対応を設定してきたことが、学校と警察の連携強化の一因となったと考えられる。

(3) 課題

○ 学校サポートチームの機能の明確化及び適切な役割分担による支援体制の構築

学校サポートチームの定期的な会議等を通して、教職員、警察、児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする必要がある。

○ スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭への支援

家庭への支援が必要とされる場合、スクールソーシャルワーカー等と連携し、早期に家庭への関わりを開始するなど、重大事態に至らぬ前に対応する必要がある。

(4) 改善の方向性

○ 学校サポートチームにおける適切な役割分担による子供への支援や指導

いじめ総合対策【第 2 次】に示されている学校サポートチームの効果的な活用や適切な役割分担による子供への支援や指導について、教員研修プログラム等を活用して、校内研修等を行うなど、いじめ防止等に向けた更なる取組の推進を図る。

○ 関係機関等との効果的な連携に関する連絡会等の開催

各学校の生活指導担当者を対象とした連絡会等において、福祉や警察、法律等に関する専門家から関係機関等との効果的な連携・協力の在り方等について、好事例等を周知するなどして、各学校において伝達研修を行うことにより、学校の対応力の向上を図る。

Ⅲ 資料

第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授
	坂田 仰	日本女子大学教授
	藤平 敦	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官
	林 尚示	東京学芸大学教育学部准教授
区市町村 教育委員会	坂田 篤	清瀬市教育委員会教育長
医 療	笠原 麻里	駒木野病院児童精神科診療部長
心 理	鈴木 眞理	一般社団法人東京臨床心理士会学校臨床委員会委員
福 祉	横井 葉子	上智大学非常勤講師
法 律	相川 裕	真和総合法律事務所弁護士
警 察	橋本 満	警視庁生活安全部管理官

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成26年東京都教育委員会規則第18号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

（意見等聴取）

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

（専門調査員）

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

（調査部会）

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。
- 5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成 28 年 11 月 28 日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

2 諮問理由

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、2 年間にわたり、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進してきた。

また、東京都教育委員会は、平成 26 年 10 月に、第 1 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、いじめ総合対策に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、平成 28 年 7 月に、同委員会から最終答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、各学校において、いじめ防止のための組織の確立や教育相談体制の充実などを通して、多くのいじめを解消に導いてきた実績が明記されている。

一方で、教職員に「いじめ」の定義に対する確実な理解に基づき組織的な対応を徹底させることや、子供たちがいじめ問題の解決に向けて主体的に行動しようとする意識や態度を身に付けさせることなどについては、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

各学校においては、本答申を踏まえて平成 28 年度中に策定されるいじめ総合対策【第 2 次】を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていくことが求められる。

以上のことから、東京都教育委員会は、第 2 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、引き続き、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 審議経過（概要）

回	日時		審議内容（概要）
第1回	平成28年	11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都におけるいじめ防止等の概要 ○平成28年度 東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果 ○「いじめ総合対策【第2次】（案）」 ○「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果から見られる取組の現状と課題 「いじめ総合対策【第2次】（案）」に示された取組の徹底 ○東京都いじめ防止対策推進条例第11条第4項に規定する調査
第2回		2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災等により被災した児童・生徒に対するいじめを防止する取組等の徹底 ○「いじめ総合対策【第2次】」 ○「いじめ」の定義の正確な理解に基づく認知と組織的対応の在り方 <p>報告者：杉並区立和田小学校長 碓 寛 立川市立立川第二中学校長 常盤 隆 都立光丘高等学校長 服部 幸一郎</p>
第3回	平成29年	8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所により避難している児童生徒へのいじめの防止 ○東京都いじめ防止対策推進条例第11条第4項に規定する調査
第4回		11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態 ○平成29年度いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査結果 ○子供がいじめについて考え、主体的に行動しようとする意識や態度の育成
第5回	平成30年	2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 ○SNS東京ルールの推進 ○子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 <p>報告者：目黒区教育委員会教育指導課統括指導主事 寺尾千英 目黒区立第八中学校長 飯野博史 目黒区立大岡山小学校長 板木孝悦</p>
第6回		7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について ○ふれあい月間におけるいじめに関する調査について ○第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について